

第 71 回定時総会資料

1. 令和 2 年から令和 3 年への経済動向

令和 2 年度は、期初から世界中で新型コロナウイルス感染症拡大の真只中に置かれ、世界経済は戦後最悪の経済危機に直面することとなりました。この経済危機（コロナショック）の本質は、フェイストゥフェイスのコミュニケーションの制限であり、感染拡大を抑制する為に多くの国で感染の抑制を目的とした渡航制限等が実施されたことに加え国内においても人や物の交流が制限されました。コロナショックの供給面での影響は人同士のコミュニケーションの制限、人の移動の制限停滞により生産活動や物流が止まりまた国際分業の進展による国境を超えるサプライチェーンの途絶も発生し、ロックダウン（都市封鎖）や営業自粛に伴って不要不急のエンターテイメントサービスやレストラン等の飲食も営業が停止となりました。それ以上に需要も落ち込み外出制限・渡航制限により観光・宿泊・鉄道・航空等人同士が接点を持つ対面サービスを行わざるをえない業は前例のない規模で需要が減少縮小しました。コロナショックは需給両面からのショックが相互作用して経済悪化が深刻化するものであり、主に供給面に影響した東日本大震災や主に需要面に影響したリーマンショックのような経済危機とは全く違ったものであると言われていています。しかし昨年末よりのワクチン開発と接種により欧米諸国はいずれも感染拡大が急速に縮小に向いつつあります。特に米国では早くも過去に見ない経済対策を実施しこの立直しに大きく舵を切りつつあると思います。我が国でも早ければ、あと半年、遅くてもあと 1 年の間にはワクチンが 50%以上に普及し、経済対策の再構築が行われ、このコロナショックが収束に向かうことが期待できると思います。あと長くて 1 年がんばって辛抱の時を耐えていけば必ず春はやって来ることを期待したいと思います。

2. 令和 2 年度なんさん通り商店会の活動

当商店会は、商店街の活性化をはかる方策の一つとして『なんば駅前広場』の構築による新たな街づくりの提案を行い、周辺町会や周辺商店会、近隣の主要企業と連携し、「**なんば安全安心にぎわいのまちづくり協議会**」を設立し 2011 年より積極的に活動を展開してまいりました。2017 年 3 月に「**なんば駅前周辺道路空間の再編に関わる基本計画**」が、学識経験者・大阪市・大阪府・大商と協議会の官民共通の計画として承認されました。そしてその後その実現に向けて現在『なんば広場マネジメント法人設立準備委員会』（南海電鉄(株)・(株)高島屋・戎橋筋商店街振興組合・なんさん通り商店会)を中心にして行政を始め様々な関係方面と調整協議を行ってまいりましたが、6 P に記載されている通り新型コロナウイルス感染症により計画が遅れてはおりつつ、本年の秋頃には大規模な交通社会実験をおこなうべく進めております。また一方では、なんば広場オープンやなんさん南北通りの歩道拡幅やファサードの整備に向けてより実効性ある対策にする為には、なんさん通りの都市景観に関する協定が必要となってきます。平成 30 年度は 8 月、11 月、3 月に『なんさん通り南北部会』を開催し、特に会員だけではなく土地・建物の所有者の方々にもご参加いただき熱心に議論を進めてまいりました。この部会

も令和2年の3月に一年ぶりに再会し令和2年度中に『まちづくり協定』の策定を改めてめざしておりましたが、こちらにも新型コロナ影響にて遅れております。しかし一方では、東西通りの整備についても議論を始めてゆくことが求められてまいりました。南北通りの実施設計が完了する時点で、東西通りの歩道拡幅(無電柱化)と一方通行化に取り組みを始める予定でしたが、南北通りの実施設計への着手が遅れて来ており、東西通りの件についても同時並行で運動を進め、南北通りが完成した後引き続きの着工を目標にしたいと思っております。

■**会員数の状況(令和3年4月1日現在)** 会員店舗 88社 (令和2年度退会4店舗社・新規加入5店舗社)

令和2年度新会員

○アクセスチケット大阪難波なんさん通り店 ○アミューズメント Mojya(モジャ)
○天からてん難波なんさん通り店 ○リトルベアティーショップ○くら寿司なんば日本橋店

令和2年度退会会員

●ダイコク薬局 ●みずほ証券 ●ピタットハウスなんさん難波店●一軒目酒場 難波店

敬称略

第1号議案 令和2年度事業報告

1 総会

△ **令和元年度第70回定時総会** 令和2年6月4日の書面受付締切 書面開催・書面議決
議決権行使会員 36会員 委任状提出会員 34会員 (参加会員数 70会員/総会員数 87
会員)

立ち合い 令和元年度迄 会長・副会長・監査役
議事

- ① 1号・2号議案 令和元年度事業報告並びに収支報告・監査報告
……原案通り可決承認
- ② 3号議案 役員改選の件……選挙結果・役員互選原案通り可決承認
- ③ 4号議案 令和2年度事業計画案・令和2年度収支予算案について
……原案通り可決承認

2 役員会

- ① **令和2年4月24日 第1回役員会** (投票結果による仮役員にて) 於 商店会事務所
1) 関連団体報告(広場マネジメント法人幹事会・安全安心にぎわいのまちづくり協議会・浪速区商連(大阪市商連)常任理事会書面開催・ミナミまち育てネットワークまちづくり委員会)

- 2) 会長の仮選任・定時総会について開催の方法・議案（案）の審議
- 3) HP の管理者変更（宮崎氏⇒UHplanning 上田氏）
- 4) 役員選挙について

② 令和2年 5 月 29 日 第 2 回役員会 於 商店会事務所

- 1) 関連団体報告（広場マネジメント法人準備委員会・幹事会・大阪市商連常任理事会報告（書面開催）・ミナミまち育てネットワーク総会）
- 2) 定時総会議案審議最終確認
- 3) 役員の任務分担

③ 令和2年 6 月 28 日 第 3 回役員会 於 商店会事務所

- 1) 関連団体報告（広場マネジメント法人幹事会・法人設立準備委員会・浪速区商連（大阪市商連）常任理事会（書面開催）、総会（書面開催）・中央区商連常任理事会、総会（書面開催）・ミナミまち育てネットワークまちづくり委員会）
- 2) 令和2年度あきないグランプリ推薦店舗について（三豊麺・福商会以上浪速区・麺の國・桃太郎以上中央区）
- 3) ソフマップさん跡地について
- 4) 千日地藏尊通りの改修（石畳化）への協力

④ 令和2年 7 月 27 日 第 4 回役員会 於 商店会事務所

- 1) 関連団体報告（広場マネジメント法人幹事会・ミナミまち育てネットワークまちづくり委員会）
- 2) HP の大幅リニューアルについて審議⇒総会が中止の為 500 千円予算で取組
- 3) 浪速区商店会連盟より紹介されたコロナダンスによる商店街元気づけ動画作成について⇒7～8万で作成できるのであればOK

⑤ 令和2年 8 月 28 日 役員報告回覧

- 1) 広場マネジメント法人幹事会⇒社会実験実施時期 秋→冬へ
- 2) 浪速区民祭りのONライン開催に浪速区商連が参加
- 3) コロナ対策ダンス動画の確認

⑤ 令和2年 9 月 18 日 第 5 回役員会 於 商店会事務所

- 1) 関連団体報告（広場マネジメント法人幹事会・浪速区商店会連盟・中央区商店会連合会・ミナミまち育てネットワークまちづくり委員会）
- 2) HPリニューアルについてデザイン提案
- 3) なんさん通り商店会PR動画（コロナ対策PR）

⑥ 令和2年 10 月 30 日 第 6 回役員会 於 商店会事務所

- 1) 関連団体報告（法人設立準備委員会・広場マネジメント法人幹事会・浪速区商連・ミナミまち育てネットまちづくり委員会）
- 2) 2020 夢まちロード大阪秋バージョン（11/9）の参加確認
- 3) GoTo 商店街について⇒日本橋西通り商店会と合同で行う

⑦ 令和2年 11 月 29 日 第 7 回役員会 於 商店会事務所

- 1) 関連団体報告（広場マネジメント法人幹事会・浪速区商連常任理事会・中央商連

常任理事会・ミナミまち育てネットまちづくり委員会)

2) GoTo 商店街について企画会議結論→イルミネーションと謎解きラリーとスタンプラリーを組み合わせたもので申請報告

⑧ 令和2年12月25日 第8回役員会 於 商店会事務所

1) 関連団体報告 (広場マネジメント法人幹事会・浪速区商連常任理事会・ミナミまち育てネットまちづくり委員会)

2) GoTo 商店街の第1回審査落選→なんさん通り商店会単独企画にて再申請

⑨ 令和3年1月22日 第9回役員会 於 商店会事務所

1) 関連団体報告 (法人設立準備委員会・浪速区商連常任理事会・ミナミまち育てネットまちづくり委員会)

2) GoTo 商店街審査一時停止・なんば広場・なんさん南北通り交通社会実験の一時停止

3) 地蔵通り改修費用の大阪市補助金の一時立替払い

⑩ 令和3年2月22日 第10回役員会 於 商店会事務所

1) 関連団体報告 (法人設立準備委員会・浪速区商連・ミナミまち育てネット)

2) なんさん南北通り・広場基本設計についての議論

⑪ 令和3年3月26日 第11回役員会 於 商店会事務所

1) 関連団体報告 (広場幹事会報告・中央商連常任理事会報告・浪速区商連常任理事会報告・ミナミまち育てネットまちづくり委員会報告)

2) なんさん南北通りの基本設計プランの協議

3) なんさん東西通り改修の運動の進め方

4) 定時総会の日程と総会の開催方法→日程6月28日(月)の午後3時～

懇親会は中止・会議のみ (お茶ケーキくらいは付ける) 場所未定

5) WEBの利用促進 パソコンの入れ替えと役員各自にタブレット配布し、WEB会議の推進を行う(予算600千円)

3 美化・清掃活動

・かたづけ隊活動

原則として毎月第1火曜日の定期活動を実施。昨年は新型コロナウイルス感染症の影響と雨天の影響をうけて《5月、6月、1月、2月、3月》が中止(11月は『ゆめまちロード』に合流実施。)で7回実施。毎回同日午前10時より清掃活動を実施一回当たり平均10～12人の方が参加。大阪市建設局、中央区役所、大阪市環境局の職員、警察署も参加し、清掃活動以外にもはみ出し陳列・はみ出し看板の是正指導も実施。総勢では約30～40人の参加

・サイクル・サポーター活動(不法駐輪対策)

各月共、南海難波駅周辺となんさん通り(南北・東西含)に於いて、月に2回～3回(14時～と18時～)基本的には当商店会の役員および会員のボランティアにて実施。

4 近隣商店会・行政との協働活動

(1) 美化・清掃活動

- ①ゆめまちロード OSAKA…5月12日（新型コロナ感染症による緊急事態宣言中につき中止）、11月9日になんさん通り商店会主催にて実施。

なんば地区の環境美化改善のため、これまで単独で行っていた取り組み（かたづけ隊）を隣接商店街や企業と協働で行い、効果を最大限に発揮しようとする清掃活動です。不法看板、放置自転車、ポイ捨て防止活動も加えて実施しています。参加団体は行政も含み18団体です。参加者については毎回120名を超える方々に参加いただいております。（役員・会員多数参加）

- ②ミナミクリーンアッププロジェクト【ミナミべっぴんプロジェクト】…

昨年は新型コロナ感染影響を為中止となりました。過去既に6回実施され『ミナミを美しく、安心して歩ける街にしよう』を目的に集まったミナミの商店会等の諸団体、ミナミで働く人がいる企業の事業所、大阪市や大阪府の行政機関、さらにはミナミを愛する企業約60社や一般参加のボランティア有志約300名の総勢900名以上の皆様がミナミまち育てネットの呼びかけで、毎年10月中旬～下旬の午前10時より一斉に清掃活動、不法放置自転車への啓発活動、たばこのポイ捨てへの啓発活動等に取り組んでいます。一昨年2019年は台風20号の影響による大雨の為、やむなく中止となっていましたのでこれで2年連続中止となっています。

(2) 防犯・環境浄化活動

- ③ミナミ活性化協議会（ミナミ歓楽街環境浄化推進協議会）

毎年1月下旬から2月上旬にミナミ活性化協議会が主催して開催されてまいりました。昨年も2月9日に第15回を数えるミナミ活性化協議会が開催され、ミナミ歓楽街環境浄化推進協議会の岡本会長・福永発起人・大阪府の吉村知事、大阪市の松井市長、大阪府警察本部の藤本本部長、大阪商工会議所立野副会頭、関西経済同友会深野代表幹事らが出席しミナミの活性化と環境浄化について議論が交わされ共同宣言が採択されました。しかし本年は新型コロナ感染症の影響による緊急事態宣言下である為、中止となってしまいました。しかし先筆の5団体と『安全安心で快適なまちの実現に向けて』『魅力とにぎわいの溢れるまちの実現に向けて』の大会宣言が文章採択されました。

- ④安いでっせミナミ・すきやねんミナミクリーンアップ PR 合同キャンペーン

中央区商店会・ミナミ地区自治会・なんば周辺の企業等85団体が集まり大会宣言を採択後4コースに別れパレードをくりひろげ、通行人にミナミの安全安心とクリーンを訴えていく運動に参加しています。4月（中止）と10月に実施。こちらも昨年の4月は中止となりました。（役員4～5名参加。）

(3) 街づくり活動

- ⑤《なんば安全安心にぎわいのまちづくり協議会（なんば周辺の町会・商店会・企業その他計27団体）》による『なんば駅周辺道路空間再編事業』

令和2年はその前年の平成31年（令和元年）3月に大阪府警察本部より、①広場（御堂筋）からなんさん南北通り（難波中2丁目交差点）の間の『南行一方通行』にする案一（ほぼ基本設計が終了しあとは警察との交通協議を残すのみ）一に加えて②なんさん通り南北通りを双方向通行にし、今の戎橋筋、南海通り、なんさん通りが交わる交差点（難波交差点）にロータリーを設置し、なんば広場内は歩行者専用道路とする案③はなんば広場を含めなんさん南北通りを全面歩行者道路とする。という3つの案の再検討を指示されました。その結果、平成31年4月にはなんば安全安心にぎわいのまちづくり協議会にて第3案の広場・なんさん南北通りの歩行者専用道路案を目標とすることが採択され、この目標に向かって協議会の委託を受けた、広場管理法人設立準備委員会（南海電鉄㈱・㈱高島屋・戎橋筋商店街振興組合・なんさん通り商店会の4者）が、様々な問題点について、各方面と調整（特に物流・荷捌きに関して）や道路形状の議論・協議を行ってまいりました。そして約1年かけて、様々な問題点を明確にし、時間規制等を行いながらもなんとか『歩行者優先道路』の形で大阪府警察本部との協議に入ることとなりました。そして令和2年の秋には再度の社会実験を行なう予定でしたが、令和2年4月～6月の新型コロナウイルス感染症拡大による緊急事態宣言が発出され準備が遅れようやく令和3年2月に大規模な交通社会実験を行う予定となりましたが、またしても新型コロナウイルス感染症による第2回目の緊急事態宣言の発出により中止となってしまいました。2023年度（令和5年度広場完成）2025年度（令和7年度なんさん南北通り完成）の目標は絶対に譲れないとすると今年（令和3年）の秋頃の社会実験が絶対必須になってきます。

今現在はその方向に向けて準備を行っております。

⑥ミナミまち育てネットワーク

当商店会はまちづくり委員会に所属し毎月1回ミナミのまちづくりの為の研究や協議に参加

（4）その他近隣商店会・団体等へのイベント協力・共同の取り組み

令和2年10月4日 浪速区民祭り『ON祭』開催への協力（商店街街歩き動画作成）

令和2年11月12日～令和2年12月31日「大阪光マッセ」イルミネーションへの協賛

5. 両区常任理事会・総会その他互礼会

大阪市商店会総連盟 総会・常任理事会（浪速区商店会連盟として参加）会長・事務局

中央区商店会連合会 総会・常任理事会（3回出席）会長・副会長

浪速区商店会連盟 総会・常任理事会（8回出席）会長・副会長・事務局

みなみまち育てネット 総会・街づくり委員会（12回出席）会長・事務局

6. 慶弔関係

特になし

	収入の部	2年度予算	2年度実算	3年度予算 (案)	備考
現金・預金	前期繰越金(定期預金)	20,000,000	20,000,000	20,000,000	
	前期繰越金(普通預金)	10,649,382	12,971,124	12,971,124	
	前期繰越金(現金)	73,296	23,173	23,173	
	預け金(保証金戻り分)	136,080	136,080	136,080	
	①現金預金合計	30,858,758	33,130,377	33,130,377	
会費	a.次年度会費前受金	1,725,000	1,725,000	2,193,000	
	b.会費	5,275,000	5,223,000	4,807,000	
	c.前年度未収会費回収分	0	0	0	
	②当年度会費計(a+b+c)	7,000,000	6,948,000	7,000,000	
	③本年度・繰越未収会費	0	0	0	
その他収入	受取利息(定期)	2,000	1,975	2,000	
	臨時会費	20,000	0	20,000	
	寄付金	20,000	0	0	総会減
	補助金	0	0	0	
	広告・協賛	1,200,000	2,422,000	1,800,000	コロナ影響減額
	雑収入	10,000	4,200	10,000	
	浪速区商連業務委託料	400,000	420,000	420,000	
	④その他収入計	1,652,000	2,848,175	2,252,000	
調整	⑤駅前協議会立替金戻し	10,000	0	0	
	⑥大阪市補助金立替分	0	0	1,689,000	
当年度純収入計 (②+④+⑤+⑥)		8,083,000	9,796,175	10,941,000	
当期収入合計 (①+②-a+④+⑤+⑥)		35,639,236	38,929,933	41,878,377	

支出の部	2年度予算	2年度実算	3年度予算	備考
総会費	500,000	0	70,000	
総会費	500,000	0	70,000	
議案書印刷代				コピー対応
事業費	2,680,000	3,271,596	4,650,000	
設備補修	100,000	1,689,000	100,000	地蔵通り石畳化立替分
役員懇親会	80,000	0	80,000	
会議費(貸室)	30,000	13,000	30,000	
ホームページ管理料	270,000	263,000	790,000	HPリニューアル(550)
街路灯電灯代	220,000	220,226	220,000	
保険代	30,000	27,300	30,000	
通行量調査	250,000	0	250,000	
販売促進事業費	200,000	124,090	150,000	MAP増刷・MAP差補修
広場関連事業費	1,500,000	935,000	3,000,000	広場法人準備委員会分担
事務局費	4,000,000	3,673,100	4,230,000	
家賃・共益費	930,000	902,080	930,000	4月～9月10%引
通信費	200,000	211,477	200,000	
人件費	2,300,000	2,231,100	2,200,000	
事務費	570,000	387,443	900,000	パソコン・タブレット(600,000)
会費	865,000	840,860	365,000	
中央区商店会連合会会費	180,000	168,300	180,000	昨年1か月分減
浪速区商店連盟会費	140,000	142,560	140,000	
ミナミまち育てネットワーク会費	30,000	15,000	30,000	
大阪商工会議所会費	15,000	15,000	15,000	
なんば安全安心にぎわいのまちづくり協議会会費	500,000	500,000	0	協議会会費残高にて運営
交際費	315,000	207,000	315,000	
市商連・両区商連互礼会・総会	70,000	0	70,000	市商連・中央・浪速区商連総会減
他団体互礼会・総会懇親会	25,000	10,000	25,000	日本橋戎橋総会懇親会減
地元関連寄付	30,000	131,000	30,000	八坂神社・地蔵通り
協賛金	170,000	66,000	170,000	ストリートフェスタ・道具屋
景品・贈答	20,000	0	20,000	
慶弔費	30,000	0	30,000	
予備費	110,000	0	110,000	
支出計	8,500,000	7,992,556	9,770,000	

次期繰越金	29,285,758	30,937,377	32,108,377	
定期預金	20,000,000	20,000,000	20,000,000	
普通預金	10,844,678	12,971,124	11,942,297	
現金	30,000	23,173	30,000	
預け金(保証金の半分)	136,080	136,080	136,080	

会 計 監 査 報 告

① 令和2年度(令和2年4月1日～令和3年3月31日)についての帳簿類の監査は、令和3年4月26日に請求書、領収書、預金通帳による出入金の確認及び小口現金出納帳の記載と領収書の確認を行いました。その結果、上記期間の収入ならびに出金が適正に処理されていることを確認いたしました。

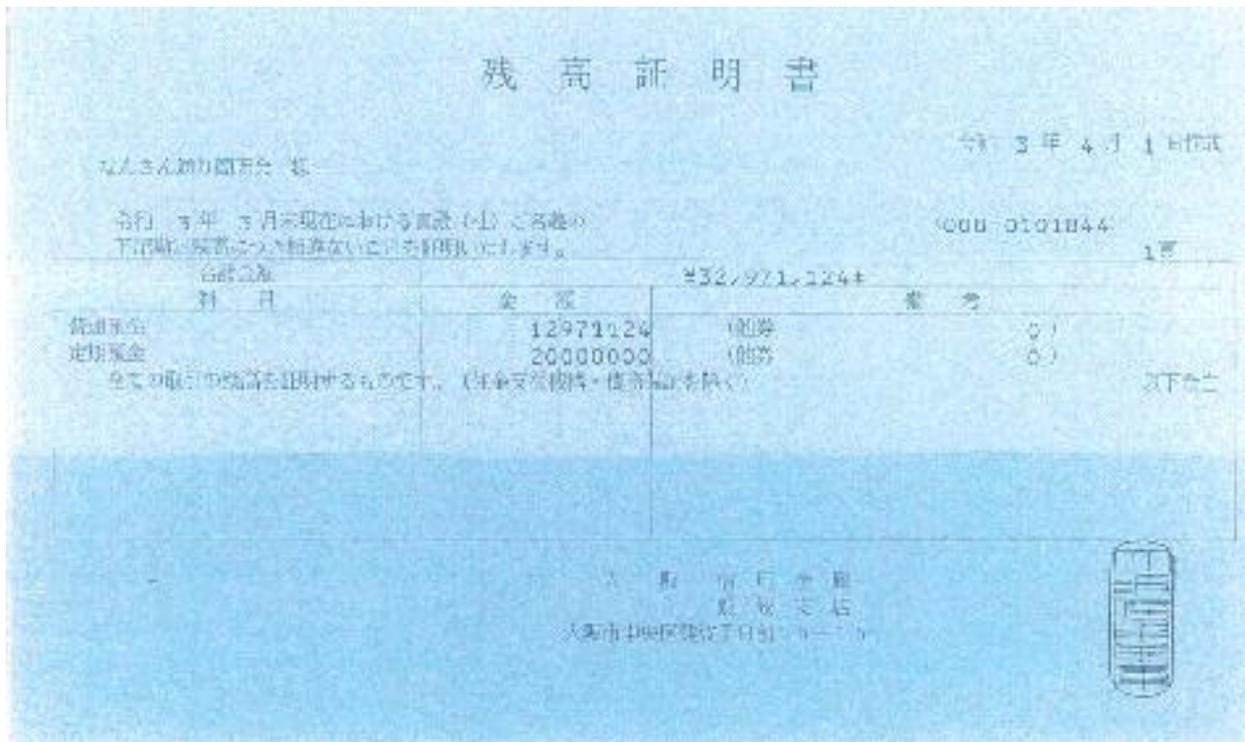
②令和3年3月31日現在における現金23,173円の残高を確認いたしました。

以 上

令和3年4月26日

会計監査 西口 政樹

同 寺内 雅晃



第3号議案 令和3年度事業計画案

- ①引き続きなんさん通り商店街に直接的に大きな影響を及ぼすことが考えられる『なんば広場』の管理運営を行う為の法人設立準備委員会（なんば広場マネージメント法人設立準備委員会）に、積極的に参画・参加をしております。
- （尚、法人の設立は、本年度（2021年度）末、もしくは来年度（2022年度）期初をめざしています。出資金が提示されましたらその時点で臨時総会を開き皆様の承認を頂いた後に払込をさせていただきます。）
- ②将来のなんさん通り商店街の方向性を議論しそれをしっかりと見据えて、永続的な発展やにぎわいを維持し、国際都市大阪の玄関口街路としての地位と評価を得、またその推進を図る為、『なんさん通り商店街まちづくり協定』の策定に向け本年度中に南北通り中心に行ってゆきます。同時に東西通りの電柱地中化を働きかけ歩道拡幅に向けても引き続き取り組みを強化しております。
- ③本年度中に『なんば広場～南北通り』での社会実験を行い、その結果をもとに再度基本設計の修正を完成させ実施設計がただちに行えるよう『広場マネージメント法人設立準備委員会』での取り組みを加速させ、なんば安全安心にぎわいのまちづくり協議会のあと押しを得て推進しております。
- ④2～3年後の『なんば広場』からなんさん通りへのハード整備と共にソフト面での取り組みを強化してゆく為、商店会組織の充実を図る為、なんさん通り商店会の法人化案の策定にとりかかります。
- ⑤千日地蔵尊通りの会員組織化をはかり千日地蔵尊通りの維持管理および将来の発展の基礎固めを行う。
- ⑥ミナミ全体あるいは近隣で行うイベント等で地域全体として効果の上がる下記のような取り組みについては引き続き参画しております。
- | | | |
|-----|-------------|---------------|
| (ア) | 道具屋筋祭り | 道具屋筋商店街振興組合 |
| (イ) | ストリートフェスタ | 日本橋筋商店街振興組合 |
| (ウ) | 宝恵筆行列 | 浪速区商店会連盟 |
| (エ) | 大阪光の饗宴 光マッセ | 御堂筋イルミネーション |
| (オ) | ミナミー斉大掃除 | ミナミまち育てネットワーク |
- ⑥引き続き『かたづけ隊』『サイクルサポーター活動』等当商店会が実施している活動に加え、『歓楽街環境浄化推進協議会』『ミナミクリーンアップ合同キャンペーン』『ゆめまちロード OSAKA』『日本橋安全まちづくり委員会』などなんば地区、ミナミ地区、あるいは日本橋地区と一体となった活動を強化し、お客様からも店舗からも安全で安心なショッピングを楽しめる、なおかつ清潔で美しい街づくりを目指してゆきます。

第4号議案 令和2年度収支予算案について

○資料についてはP7収入の部、P8、P9の支出の部に予算案として記載しております。

なんさん通り商店会会則

第 1 条 (名称)

『なんさん通り商店会』と称し、設置場所を大阪府中央区難波千日前 5-19 河原センタービル 2F とする。

第 2 条 (目的)

本会は会員相互の親睦を図り 将来を見据えた街作り (防犯・防災・交通・美化等の環境改善) を推進すると共に、商店会の活性化を図ることを目的とする。

第 3 条 (事業)

本会は、第 2 条の目的を達成する為に次の活動、事業を行なうものとする。

- (イ) 会員相互の親睦を図る為の企画、実施
- (ロ) 商店街の環境改善に資する計画の研究、企画、実施
- (ハ) 商店会の資産の美化補修、リニューアル等の企画、実施
- (ニ) 活性化計画に関する近隣商店会や関係者間の協議、調整
- (ホ) その他活性化推進に必要な計画、実施

第 4 条 (会員)

本会の会員は「正会員」「特別会員」「賛助会員」とする。

正会員 中央区浪速区両区の難波より日本橋 3 丁目に至る道路 (以下本通りと言う) に面する地区に、店舗を営む事業主とする。地区とはなんさん通りに面した街区とする。

特別会員 本通りに面する地区で土地建物を正会員又は第三者に貸与しているもの。

賛助会員 本会の事業に賛同し協力する正会員・特別会員以外のもの。

第 5 条 (会員資格)

正会員・特別会員の入会については正会員・特別会員 2 名以上の推薦を以って、会長・副会長会で審議を行い、承認を得て入会することができる。

賛助会員の入会については正会員・特別会員 1 名以上の推薦を以って、会長・副会長会で審議を行い、承認を得て入会をすることができる。

但し正会員、特別会員は第 4 条に帰する条件から離脱せざるを得なくなった時は正会員・特別会員の資格が消滅するが本人の意思により賛助会員として会員資格を継続できるものとする。また下記第 9 条の会員規定条項に反する行為があった時は役員会にて審議を行い、退会勧告案を総会に提出し総会の過半数を持って退会決議を行ない会員資格を剥奪するものとする。

第 6 条 (会費)

(第 1 項) 会員は、以下に定めた会費を納入する義務を負う。

会費は毎年 4 月に当年度会費一年分を一括して先払いするものとする。

年度途中の入会については、年度末 (翌年 3 月) 迄の会費を月割にて一括して支払うこととする。尚、会計年度は、毎年 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日までとする。

正会員・特別会員の会費については下記表の通り定めるものとする。

正会員

種別	本通りに面する長さ・営業ビル・営業延床の大きさ	月額会費
A	本通りに面する長さが 20m 未満	¥10,000 以内
B	本通りに面する長さが 20m 以上・もしくは店舗、事務所の営業面積の延床が 1,000 m ² 以上 3,000 m ² 未満	¥15,000
C	店舗、事務所の営業面積の延床が 3,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満	¥30,000

D	店舗、事務所の営業面積の延床が 10,000 m ² 以上 30,000 m ² 未満	¥50,000
E	店舗、事務所の営業面積の延床 (30,000 m ² 以上)	¥100,000 以上

特別会員

	所有する土地・ビルの延床面積	月額会費
F	土地面積が 1,000 m ² 未満又はビルの延床面積が 5,000 m ² 未満	¥5,000
G	土地面積が 1,000 m ² 以上又はビルの延床面積が 5,000 m ² 以上	¥10,000

※ A 会員の会費については会員の間口の長さや経営の規模等に応じ会長・副会長会にて決定する。

(第2項) 会員が既に納入した会費およびその他拠出金については原則返還しないものとする。

(第3項) 特定の事業、調査等、会の運営に必要な経費は役員会の承認を以って別途徴収することができる。

また、当会の運営上または特定の事業に必要な経費を一時負担金、または寄付金、行政等よりの補助金でまかなうことができる。

(第4項) 上記第6条1項の会費は役員会で審議の後、総会での議決を以って変更することができる。

(第5項) 賛助会員の会費は、役員会において決議する。

第7条 (会議及び役員構成と任務)

本会は「総会」・「役員会」・「会長・副会長会議」を置く

(第1項) 「総会」は正会員、特別会員で構成し、その議決権は一会員あたり一票とし、年一回定時総会を毎年5月に開催する。但し、必要に応じ役員会の要請により会長が臨時総会を召集することができる。

総会は2分の1以上の出席者(委任状を含む)を持って成立し、議決は出席者(委任状を含む)の過半数により決定するものとする。また、賛否同数の場合は議長の決するものとする。

(第2項) 本会での役員は以下の役員を置くものとする。尚、役員の任期は2ヵ年とし留任を妨げない。

会長	1名	会計	1名
副会長	4名以内	会計監査	2名
役員	9名以内	計	15名以内とする。

(第3項) 「役員会」は第2項の役員にて構成するものとし、役員1/2の出席を以って成立とし、会務の執行等については、役員過半数を以って役員会の議決とする。

但し、当7条6項の特別委員会を置いた時は、その副委員長が役員会に出席し役員としての議決権を有するものとする。

(第4項) 「会長・副会長会」は会長・副会長の出席を以って構成するものとし、日常の会務の執行のうち商店会の経費支出が20万円未満の商店会事業、活性化プラン、慶弔支出、及び第8条で定める役員の選任を行なう。

(第5項) 「会長」は本会を代表し、会務を統括すると共に両区・大阪市等の商店会連合会等の会議等に参加し、当商店会事業に取り込む必要があるものは適宜「会長・副会長会」または「役員会」を召集開催し商店会として取り組みを実施してゆく。また役員会、特別委員会

等で上がって来た会員の要望・意見等も活発に審議し商店会の取り組みとして実施してゆく。

「副会長」は会長を補佐し、会長が業務都合、事故ある時、の不在時はその職務を代行する。

「会計」は会計事務を掌握し、金銭出納については会長又は副会長の承認を得る。また毎月残高について適宜会長に報告する。

「会計監査」は会計の監査を司る。

また、商店会会務等の分担については「会長」の指示により各役員または各会員がこれに当たらなければならない。

- (第6項) 会長は商店会事業を推進するにあたり会長補佐の為の特別委員会を設けることが出来る。但し、特別委員会の長は会長が務め、副委員長・委員は役員会にて選任と任命を行なう。また特別委員会の企画・立案・調査・研究等は必ず役員会の承認をもって実施されるものとする。

第8条 (役員を選出)

- (第1項) 「会長」の選出は、役員会において推薦された者を総会の承認を得て決定されるものとする。

役員任期は、同一役務については原則2年とし再任を妨げない。

- (第2項) 役員選出は、正会員・特別会員の投票によって選出し、総会の承認を得て決定されるものとする。また別途、会長、副会長の合議の上、役員を指名することが出来る。投票方法及び役職者の選出については細則によって規定する。

また役員会では、上記の投票により選出された者が下記の要件を満たしているかを総会前に確認の上、候補者として総会に付議するものとする。

(イ) 反社会勢力との関わりがない者であること

(ロ) 会員資格2年以上であること

(ハ) 第9条の会員の遵守事項が守られていること

上記役員任期は原則2年とするが再任を妨げない。役職については副会長については会長が任命し、その他の役員については会長・副会長会により選任する。

- (第3項) 相談役については会長経験者とし、会長職退任後に本人の意思を以て相談役に就任するものとし原則2年の任期とする。但し相談役としての役員議決権はなく定席は任意とする。顧問については役員会にて推薦され総会にて承認を得られた人を会長が任命するものとする。顧問についても役員議決権はなく定席は3席以内とし任期は原則2年とするが、再任を妨げない。

- (第4項) 役員任期途中での退任については、会長退任時は次回定時総会迄、8条第1項により選出し会長代行として会長職を遂行する。

副会長・執行役員についてはそれぞれ半数以内であれば次回定時総会迄、欠員とする。

会計退任時は副会長の中から兼務者を役員会で決定し、会計監査については執行役員の中から兼務者を役員会で決定し次回定時総会迄の間、それぞれの役務を行うものとする。

- (第5項) 役員は正会員・特別会員の資格を喪失した場合は、役員資格も喪失するものとする。

第9条 (会員の遵守条項)

- (第1項) 商店会の各活動に積極的に参加・協力する事。

- (第2項) 公序良俗に反する営業活動は一切おこなわず、コンプライアンス(法令遵守)の精神にて営業活動を行う事。

- (第3項) 正当な事由がなく会費を一年以上滞納しない事。

- (第4項) その他商店会会員の正当な営業活動を阻害するような行為や営業活動を行わない事。

第10条 (事務局)

- (第1項) 本会の目的を円滑に推進するために、事務局を設置する。

- (第2項) 事務局には、事務局長及び必要に応じ職員を置く。

- (第3項) 事務局長及び職員は会長が任免する。

第11条 (附則)

- (第1項) 本会則に定めのない事項については、会長・副会長会または役員会で審議検討し条項の

改正が必要な時は総会にはかり決定する。そうでない附則事項とされる場合は役員会で審議決定し総会で報告する。

(第2項) 当会の会員、その配偶者、両親に対し下記の通り慶弔見舞金を贈る。また叙勲の場合は受勲本人に対し、下記の通り祝金を贈るものとする。

尚、法人についてはその代表者を会員本人とみなす。

(イ) 弔慰金 会員本人、会員の配偶者・家族、会員の両親……10,000 円

※弔慰金を贈る際には適宜、弔電を加える

(ロ) 災害見舞金 会員本人の店舗が半壊、半焼以上の場合 ……10,000 円

(ハ) 入院見舞金 会員音韻が1か月以上入院加療の場合 ……10,000 円

(ニ) 叙勲祝金 会員が叙勲を受けた場合 ……30,000 円

尚、その他に必要と認められる場合は会長・副会長会において協議決定する。

平成27年5月12日

臨時総会にて改正

役員選出について<細則>

1. 投票の方法

- 投票は正会員の一覧表の中から9名以内で○をつけて選び投票する。
- 投票用紙は無記名とするが投票用紙及び返信用封筒には番号を記載し管理する。
 - ・二重に投票することのないように
 - ・まだ投票していない方がわかるように
 - ・投票した内容のプライバシーを守る。
- 投票は封書による郵送・持参とする。

2. 選出の方法

- 多く○をつけられた順番に選出する。
- 旧役員により総会前の役員会において選出された役員が会則第8条第2項の要件を満たしているかを確認する。
- 辞退者が出た場合は順位9位以下のものに順次打診していく。
- 投票獲得数が同数により、9名を超える場合は11名まで選出するものとする。
- 11名を超える場合は、選出された者による互選とし11名を選出する。
- 役員選出数が5名未満となった場合は辞退者を除き再投票とします。
- 投票集計及び推薦者への打診は現役員が行う。

3. 会長の選出

- 選出された役員により役員会を開催し、会長を推薦し決定する。
- 会長、副会長、役員、会計、会計監査については選出された役員以外の会員からも推薦し指名することが出来る。
- 会長は4名以内で副会長を指名できる。ただし2名以上は選出された役員の中から選出するものとする。
- 会計1名 会計監査2名については、会長副会長の合議により選任する。選出された役員以外の指名が可能である。
- 会長副会長で合議の上、必要に応じて別途役員を2名まで指名することが出来る。
- 以上選出された役員は総計で9名～15名の範囲とする。

4. 役員会の開催

- 役員会の構成は会長・副会長・役員・会計・会計監査とし、これらの役職を行うものが役員会を構成する。